

○市川市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日条例第13号

改正

平成27年3月19日条例第1号

市川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子どもの保護者

(5) 市民

2 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども政策部において処理する。

一部改正〔平成27年条例1号〕

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年3月19日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

市川市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年 7月 1日～令和3年 6月30日)

区 分		氏名	所属・役職名	初委嘱年月日
第1号委員	学識経験のある者	たかお きみや 高尾 公矢	聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科 教授	平成25年7月1日
		にし ともこ 西 智子	日本女子大学 家政学部 児童学科 特任教授	平成25年7月1日
		おおがみ ゆうこ 大神 優子	和洋女子大学 こども発達学科 准教授	平成27年7月1日
		たぐち やすよし 田口 安克	公認会計士・税理士	平成27年7月1日
第2号委員	関係団体の推薦を受けた者	ごのい きよみ 五ノ井 きよみ	市川市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員	平成27年7月1日
第3号委員	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	あべ ゆきひろ 安部 幸弘	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 参事	令和元年7月1日 新任
		とけし やすこ 渡慶次 康子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 理事	平成29年7月1日
		かわぞえ たかお 川副 孝夫	市川市こども子育て 支援施設協会 副会長	平成25年7月1日
		よしはら まさみ 吉原 正実	市川市私立幼稚園協会 新制度委員会 委員長	平成25年7月1日
第4号委員	子どもの保護者	いしい めぐみ 石井 めぐみ	つくし幼稚園 教諭 (公立保育園保護者代表)	令和元年7月1日 新任
		きたむら あさみ 北村 麻美	私立保育園 保護者代表	令和元年7月1日 新任
		たらま まり 多良間 真里	南行徳幼稚園 本部会計	令和元年7月1日 新任
		やまじ なな 山路 奈々	市川市私立幼稚園 PTA連絡協議会 理事	令和元年7月1日 新任
第5号委員	市民	ともひさ ゆみ 知久 有美		平成27年7月1日
		はしもと ようこ 橋本 洋子		令和元年7月1日 新任

市川市子ども・子育て会議 第3期の審議事項・令和元年度審議予定

1. 第3期の審議事項（第3期 平成29年7月1日～令和元年6月30日）

【子ども・子育て支援新制度】

○市川市子ども・子育て支援事業計画について

・計画の進捗状況報告、アウトカム指標による評価

・計画の中間見直し

・第二期計画の策定に係る市民ニーズ調査

○特定地域型保育事業の認可・利用定員の設定、特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取

○保育の利用基準調整の見直しについての意見聴取

○幼児教育・保育の無償化について

2. 令和元年度の主な審議予定

	第2回 7月25日 (木)	第3回 10月8日 (火)	第4回 11月27日 (水)	第5回 1月29日 (水)	第6回 3月24日 (火)
第二期市川市子ども・子育て支援事業計画の策定について	○	○	○	○	○
特定教育・保育施設等の利用定員設定について		○		○	
市川市子ども・子育て支援事業計画の推進状況報告		○			

市川市審議会等の会議の公開に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議の公開に関し基準となるべき事項を定め、審議会等の会議を公開することにより、市民の市政への参画の促進と公正で開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 行政運営上の参考とするため、市長又は教育委員会が有識者等の参集を求めて開催する意見交換、連絡調整、懇談等を行う会合であつて別表に定めるもの

(指針に基づく会議の公開)

第3条 審議会等の会議（以下「会議」という。）の公開は、この指針に基づいて行うものとする。ただし、審議会等は、この指針の定めの一部について、それにより難い特別の事情があると認めるときは、市長（教育委員会の審議会等にあつては、教育委員会）の同意を得て、当該一部の定めと異なる定めを設け、それによることができる。

(会議の公開に関する事務の総括管理)

第4条 市民法務課長は、会議の公開に関する事務を総括する。

- 2 市民法務課長は、会議の公開を推進するため、毎年4月及び10月に会議の公開に係る調査を行うものとする。

(所管課長の責務)

第5条 審議会等の事務を処理する所管課の課長（以下「所管課長」という。）は、会議の公開に関する事務を円滑かつ適正に遂行しなければならない。

- 2 所管課長は、前条第2項の調査があつたときは、報告しなければならない。
- 3 所管課長は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速や

かに、当該変更が生じた事項を市民法務課長に報告しなければならない。

- 4 所管課長は、審議会等の委員に会議の資料を配布するときは、会議を開催する日の遅くとも1週間前までに行わなければならない。

(会議の公開基準)

第6条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しない。

- (1) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）により会議が非公開とされているとき。
- (2) 市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第8条に規定する情報（第12条第1項において「非公開情報」という。）のいずれかに該当すると認められる事項について審議、意見交換、懇談等（以下「審議等」という。）を行うとき。

(会議の公開等の決定等)

第7条 審議会等は、前条の基準に基づき、各議題ごとに、当該議題に係る会議を公開するかどうかを決定するものとする。

- 2 前項の規定による決定は、すべての議題の審議等に先立って行うものとする。
- 3 審議会等は、会議を公開しないことを決定するときは、議題ごとにその理由を明らかにしなければならない。
- 4 審議会等は、一の会議において公開する議題と公開しない議題とがあるときは、会議の前半に会議を公開する議題の審議等を行うものとする。

(会議開催の公表)

第8条 所管課長は、会議が開催されるときは、遅くともその日の1週間前までに会議が開催されることを公表するものとする。ただし、会議が緊急に開催されることとなったため当該期間に会議の開催を公表することができないときは、開催されることが決定したときに公表すれば足りる。

- 2 所管課長は、前項の規定により公表した事項に変更が生じたときは、速やかに、当該変更が生じた事項について公表するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、所管課長は、個人に関する情報を議題とする会議であって、当該会議が開催されることを公表すると、当該議題に係る個人、当該議題の審議等をする審議会等の委員その他の者の生命、身体、生活又は財産が害されるおそれがあると認めるものその他当該会議の適正な運営に支障を生ずるおそれがあると認めるものについては、あらかじめ、当該会議の議長（第2条第2号に係る審議会等にあつては、会議を進行する者。以下同じ。）と協議して、当該会議の開催を公表しないことができる。

4 第1項及び第2項の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議の開催日時、開催場所、所管課等の広報いちかわへの掲載
- (2) 会議開催のお知らせ（様式第1号）の市のウェブサイトへの掲載
- (3) 会議開催のお知らせの市政情報センターにおける掲示

（傍聴者の範囲）

第9条 公開する会議は、何人も傍聴することができる。

（会議の公開の方法等）

第10条 会議の公開は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議の議長は、傍聴を希望する者が傍聴できる者の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第11条 会議の議長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会議の会場における秩序の維持に努めなければならない。

2 会議の議長は、会議の会場における秩序を維持するため、傍聴者に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 会議を静穏に傍聴すること。
- (2) 撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、写真の撮影については、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 会議の会場において発言をしないこと又は発言を求めないこと。

- (4) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により意思を表明しないこと。
- (5) はち巻、腕章、ゼッケン、たすき等の着用、張り紙、旗、たれ幕等の掲示等により示威的行動をしないこと。
- (6) 談論、喫煙その他会議の進行の妨げ、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議長の指示に従うこと。

3 会議の議長は、傍聴者が前項に規定する遵守事項に従わないときは、傍聴を中止させ、又は会議の会場から退場させることができる。

(会議資料の閲覧等)

第12条 審議会等は、会議を公開するときは、傍聴者に対し、委員に配布された公開に係る議題の資料と同一のもの（非公開情報が記録されている部分を除く。以下「公開会議資料」という。）を閲覧に供するものとする。ただし、公開会議資料が大量であるときは、議題の内容等を取りまとめた資料若しくは公開会議資料のうちから抜粋をした資料又はこれらを合わせた資料（以下「取りまとめ資料等」という。）を閲覧に供することにより、公開会議資料の閲覧に代えることができる。

2 公開会議資料又は取りまとめ資料等は、傍聴者からの求めに応じ、市川市公文書公開条例に基づく公開請求の手続を経ずに交付するものとする。この場合において、当該公開会議資料又は取りまとめ資料等の中に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報が記録されている資料が含まれているときは、当該資料には未成熟な情報が記録されていることその他の留意事項を明示して交付するものとする。

3 審議会等は、取りまとめ資料等の閲覧をした傍聴者から公開会議資料の交付を求められた場合において、当該公開会議資料が大量であるためその作成に多くの時間を要すると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公開会議資料を交付する日を指定することができる。

(意見書の提出)

第 13 条 公開される会議については、傍聴者は、会議終了後審議会等が指定する日までに、意見、要望等を記載した意見書（様式第 2 号）を提出することができる。

2 審議会等は、前項の規定により意見書を提出する日を指定するときは、会議終了後おおむね 1 月を目途とするものとする。

（会議録の作成等）

第 14 条 会議録の作成については、法令等に定めるもののほか、この指針の定めるところによる。

2 所管課長は、会議終了後 2 週間以内に会議概要（様式第 3 号）を作成し、次のいずれかの方法により公表しなければならない。この場合において、審議会等が会議概要に相当する様式を別に定めているときは、当該様式によることができる。

(1) 市のウェブサイトへの掲載

(2) 市政情報センターにおける掲示

3 前項の規定にかかわらず、所管課長は、第 8 条第 3 項に規定する会議については、会議概要を作成しないことができる。

4 所管課長は、会議終了後おおむね 2 月以内に会議の詳細を記載した会議録（以下「会議録」という。）を作成しなければならない。ただし、個人に関する情報を議題とする会議及び法令等の規定により会議が非公開とされている会議については、会議を録音することにより会議録の作成に代え、又は会議録の作成をしないことができる。

5 会議録には、発言ごとに当該発言をした委員名を記載するものとする。

6 所管課長は、第 4 項本文の規定により会議録を作成したときは、当該会議録についておおむね 1 月以内に審議会等の委員の確認を受けるものとする。

（会議録等の公表）

第 15 条 会議録（第 6 条ただし書の規定により非公開で行われた会議に係る会議録を除く。以下同じ。）及び第 12 条第 1 項の規定により閲覧に供された公開会議資料又は取りまとめ資料等は、次のいずれかの方法により公表す

るものとする。この場合において、当該公開会議資料又は取りまとめ資料等の中に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報が記録されている資料が含まれているときは、当該資料には未成熟な情報が記録されていることその他の留意事項を明示して公表するものとする。

(1) 市のウェブサイトへの掲載（会議録については、写しの掲載に限り、公開会議資料又は取りまとめ資料等に冊子等（冊子、製本されているもの、有償刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。）が含まれているときは、当該冊子等の掲載を除く。）

(2) 市政情報センター、中央図書館郷土行政資料コーナー及び行徳図書館市政情報コーナーにおける閲覧（会議録については、写しの閲覧に限る。）

2 前項第2号の規定による公表をされた会議録の写し及び公開会議資料又は取りまとめ資料等については、一般からの求めに応じ、市川市公文書公開条例に基づく公開請求の手続を経ずに、写しを交付するものとする。この場合において、当該公開会議資料又は取りまとめ資料等の中に冊子等が含まれているときは、当該冊子等と同じものを交付することにより、当該冊子等の写しの交付に代えることができる。

（費用負担）

第16条 公開会議資料（冊子等を除く。）又は取りまとめ資料等（冊子等を除く。）及び会議録の写しの作成（これらの写しの作成を含む。）に要する費用は、無料とする。

2 公開会議資料又は取りまとめ資料等に含まれる冊子等の交付を受ける者は、当該冊子等の実費を負担しなければならない。

（委員の氏名等の公表）

第17条 市長（教育委員会の審議会等にあつては、教育委員会）は、審議会等の委員の氏名、所属又は役職及び審議会等（第2条第1号に係るものに限る。）の設置根拠である法令等における選出区分を記載した委員名簿（様式第4号）を作成し、次のいずれかの方法により公表するよう努めるものとする。

る。

(1) 広報いちかわへの掲載

(2) 市のウェブサイトへの掲載

(3) 市政情報センター、中央図書館郷土行政資料コーナー及び行徳図書館市政情報コーナーにおける委員名簿の閲覧

(実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年1回、審議会等の会議の公開に関する状況を取りまとめ、公表するものとする。

(専門分科会等の会議の公開)

第19条 審議会等に専門分科会その他これに類するもの（以下「専門分科会等」という。）が置かれている場合における当該専門分科会等の会議の公開については、この指針を踏まえ、当該専門分科会等が置かれる審議会等ごとに定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成23年12月1日から施行する。

(市川市における審議会等の会議公開に関する指針の廃止)

2 市川市における審議会等の会議公開に関する指針（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この指針の施行前に開催される審議会等の会議については、前項の規定による廃止前の市川市における審議会等の会議公開に関する指針は、この指針の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

- (1) 市川市健康都市推進協議会
- (2) 市川市文学館検討委員会
- (3) 市川市文化人展選定懇話会
- (4) 市川市都市農業振興対策協議会
- (5) 市川市地域自立支援協議会
- (6) 市川市高齢者虐待防止ネットワーク会議
- (7) 市川市福祉サービス苦情解決事業運営委員会
- (8) いちかわ子ども人権ネットワーク
- (9) 市川市食育推進関係機関連絡会
- (10) 市川市家庭動物の飼養に関する検討会議
- (11) 市川市献血推進協議会
- (12) 市川市リハビリテーション病院改革プラン点検・評価懇話会
- (13) 市川市行徳臨海部まちづくり懇談会
- (14) 市川市立学校給食検討委員会

年 月 日

会 議 開 催 の お 知 ら せ

審議会等の名称			
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分		
開 催 場 所			
議 題	公開・非公開 予定の別	非公開の場合の理由	
	公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当	
	公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当	
	公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当	
	公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当	
	公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当	
	公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当	
傍聴者の定員	人	※会議の当日に変更となる場合があります。	
そ の 他			
所 管 課	部	課（内線： ）	

※ 会議の公開については、あくまで予定です。公開予定のものでも、会議の当日、会議の中で非公開と決定される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

年 月 日

意見書

（提出先）

氏名

提出者 千

住所

電話

次のとおり意見、要望等を申し述べます。

【意見・要望等】

（所管課使用欄）

【所管課】

部

課

（内線： ）

【受付印】

年 月 日

会 議 概 要

審議会等の名称			
開催日時		年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分	
開催場所			
出席者	委員		
	所管課		
	関係課		
議題及び会議の概要		公開・非公開 の別	非公開の場合の理由
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	人		
閲覧・交付資料			
特記事項			
所管課	部 課（内線： ）		

様式第4号（第17条関係）

委員名簿

審議会等の名称：

氏 名	所 属 ・ 役 職	選出区分

※ 年 月 日現在

【所管課】

部

課

（内線： ）

市川市子ども・子育て支援事業計画 概要

1. 計画策定にあたっての基礎的事項について

【子ども・子育て支援法 抜粋】

《第六十一条》

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【必須記載事項】

○区域の設定：地理、人口、交通事情、その他地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に通園できる区域。⇒「北部・中部・南部」の3区域

○各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

- ・量の見込みは、『現在の利用状況』＋『利用希望』で算出
- ・認定の区分ごとに記載

《イメージ》例）「現計画3号認定の図」

		平成27年度	平成28年度
量の見込み		870 人	874 人
確保方策	特定教育・保育施設	847 人	857 人
	特定地域型保育事業	22 人	46 人
	計	869 人	903 人



同様に5年間
分を記載

○地域子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

※地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業 等

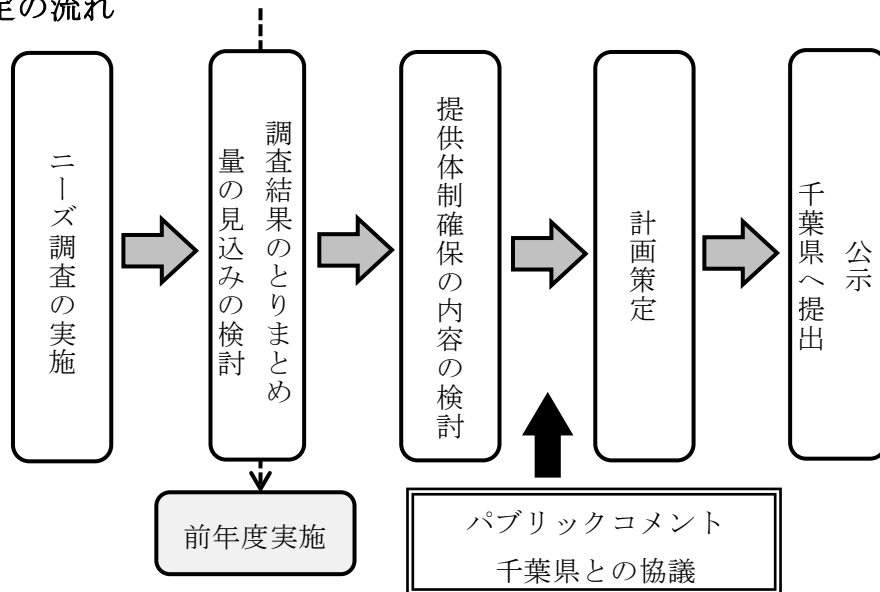
【任意記載事項】

○産休・育休明けの教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

○専門的な知識・技術を要する子どもの支援に関する施策の都道府県との連携について

○労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境整備に関する施策との連携について

2. 計画策定の流れ



3. 計画策定スケジュール

【平成 30 年度】

時期	審議事項
7～10 月	○市民ニーズ調査の調査内容の審議
11～12 月	○ニーズ調査の実施・集計
1～3 月	○量の見込みに関する報告

【令和元年度】

・会議での審議予定

時期	審議内容
5 月 (第 1 回)	○量の見込みの補正について
7 月 (2 回)	○計画策定概要の説明
10 月 (3 回)	○計画案について
11 月 (4 回)	○計画案の修正について
1 月 (5 回)	○パブリックコメント結果の報告・最終調整
3 月 (6 回)	○計画完成の報告

・策定作業の進捗

時期	内容
5 月	○量の見込みの補正 (引き続き調整中)
7～8 月	○量の見込み・確保方策の内容調整
9～10 月	○計画案取りまとめ
11～12 月	○計画案の修正 ○パブリックコメントの実施
1～2 月	○パブコメ結果の反映 ○県との調整
3 月	計画の公表